

国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

金融機関の社会的責任に関する公開質問状及び回答票（2009年版）

三菱 UFJ フィナンシャルグループ

質問 1：環境・社会配慮型融資制度について

金融機関は環境・社会に配慮した取り組みを積極的に進める企業等に対して、条件を優遇して融資を行うことにより、企業等の環境・社会配慮行動を促進すべきと考えられます。また融資先企業に対して、コンサルティング等を通して環境・社会に配慮した取り組みを進めるように働きかけるべきと考えられます。このような考えから、貴行のこうした環境・社会配慮型融資制度の取り組みについて伺います。

(注) 再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資については、質問 2 においてご回答いただきます。本質問は、主に企業等を対象としたコーポレートファイナンスにおける環境・社会配慮型融資制度についてご回答ください。

質問 1-1．環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容について

貴行は、環境・社会に配慮した取り組みを進める企業等に対しての何らかの条件を優遇した融資制度を導入していると伺っています。その環境・社会配慮型融資制度の適用条件をどのように定義されていますか？

(複数回答可)

- A. ISO14001 認証取得企業
- B. エコアクション 21 認証・登録企業
- C. KES 登録企業
- D. エコステージ登録企業
- E. その他の国による外部認証・登録企業 (具体的に：グリーン経営認証)
- F. その他の自治体による外部認証・登録企業 (具体的に：)
- G. 環境報告書発行企業
- H. 事業内容が環境・社会の改善につながる企業
- I. 貴行・貴グループでの独自基準 (具体的に：)
- J. その他 (具体的に：FSC 認証。個人向けローンに関しては下記 をご参照下さい)

貴行は、 で回答された環境・社会配慮型融資制度の適用条件について、どのような考え方・方針で定義されていますか？ 具体的にご記入ください。(たとえば「適用条件は広めに取り、より多くの企業が制度を利用できるように配慮している」等)

本邦内の会員企業数の多い認証を要件に商品化。その後の環境認証の拡充も勘案し、中小企業を中心にかかる認証の取得に向けたインセンティブとなるよう商品ラインアップを拡充しました。個人向けには、個人のお客さまの環境配慮型機器・設備の設置を支援すべく、商品内容を拡充しています。

環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容についてご記入ください。

(複数の制度がございましたら下記内容をコピーして、ご記入ください。)

融資制度名	ビジネスローン「融活力」エコアクション
概要	環境に配慮されている企業さま (具体的には「ISO14001 認証」または「エコアクション 21 認証」を取得された企業さま) に対して、ビジネスローン「融活力」を審査結果に応じた当行所定の金利より、 0.5%優遇するものです。

融資制度名	ECO 認証サポートローン
概要	<p>一定条件の貸出をご利用いただいたお取引先に対し、エコ認証の取得または更新費用の一部として、当行から一律 10 万円のサポート金をキャッシュバックするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象となるエコ認証は ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、FSC、グリーン経営、KES の 6 種です。 ➤ 当行で制定する「ECO 宣言書」をご提出いただく必要があります。

融資制度名	スーパーリフォームローン（での金利優遇）
概要	<p>（個人のお客さま向け）環境配慮型の設備投資資金のお借入のお客さまに対して、完済までの全期間を店頭表示利率より年 0.5%優遇します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象機器...太陽光発電装置、太陽熱発電装置、ヒートポンプ装置、エコキュート

融資制度名	『環境配慮住宅』を新規購入されるお客さまへの金利特典
概要	（個人のお客さま向け）当行が指定する住宅メーカーのオール電化 + 太陽光発電システム搭載物件に対して金利優遇を致します。

質問 1-2 . 環境・社会配慮型融資の実績および目標について

貴行の、環境・社会配慮型融資の実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2008 年度末の融資残高	非公開とさせていただきます。	非公開とさせていただきます。
2008 年度での新規・追加融資額	非公開とさせていただきます。	非公開とさせていただきます。

- 1 : 2008 年度末の融資残高における環境・社会配慮型融資の割合（環境・社会配慮型融資の融資残高 / 全融資残高）
 2 : 2008 年度における新規・追加融資額全体に対する環境・社会配慮型融資の割合
 （環境・社会配慮型融資の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体）

貴行の、環境・社会配慮型融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

<p>目標を設定する場合としては、ファンドを決めて社内的に推進するケース、市場のパイが概ね算定出来て、当行の類似商品のシェアを参考に決める場合があります。社内で商品化検討を行うに当たって社内的な目標を持つものはありますが、現在開示に相応しいものがございませんので、今回は非公開とさせていただきます。</p> <p>目標を設定しない場合としては政府の政策支援等間もなく、市場の大きさの算定が測りづらい場合が挙げられます。</p>

質問 1-3 . 環境・社会配慮型融資を拡大していく際の課題について

これから環境・社会配慮型融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

政策面での長期展望が明確にされることが最も重要と考えます。(CDM、国内クレジット、昨今の環境関連施策における政府の財政面の補助がどれくらい継続されるかが明確化されないと民間企業としてリスク負担が大きくなります)

質問 1-4 . 企業の環境配慮型運営を促進するための仕組みについて

金融機関は、環境・社会に配慮した取り組みを促すために、融資先企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように働きかけるべきと考えられます。

貴行は、融資先企業が環境・社会に配慮した取り組みを進めるために、融資の際に、企業に対して融資優遇制度の適用条件を満たすように促していますか？

- A . すべての融資で促している。
- B . 一部の融資で促している。
- C . 促していない。

(質問 1-4 にて、A・B と回答した方に伺います。)

どのような方法で促しているのかご記入ください。

- ・ 個別商品として金利優遇を条件付けているもの(前述の商品が代表的)については、お取引先の担当者への教育を充実させ、広く対象となりうるお取引先との対話の中で提案するようにしています。
- ・ また、広くお取引が無いお客さまにも知っていただくよう、ホームページや雑誌への広告・メディアも活用しています。
- ・ 環境債務の部分での改善の面では、お取引先の融資審査の際、チェックリストの中で土壌汚染等のリスクが無いかを確認しています。更に一部環境リスクが大きいと考えられる業種より、社内の審査項目を追加的にリストアップして、お取引先に遵守を求めるようにしています。

質問 2：環境事業への融資について

金融機関は、再生可能エネルギー事業等の環境事業へ融資を行うことにより、地球温暖化問題をはじめとする環境問題解決に向けて貢献するべきと指摘されています。このような考えから、貴行のプロジェクトファイナンスにおける環境事業への融資の取り組みについてお伺いします。

質問 2-1．環境事業への融資の具体的な内容について

貴行は再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資に取り組んでいると伺っています。貴行が実施されている環境事業への融資の具体的な内容（環境事業の定義、具体的な対象事業、環境への効果の計測方法等）についてご記入ください。

環境事業の定義

「環境改善に資する事業に対する融資」との定義が可能と考えられます。

具体的な対象事業

風力発電が代表的なものです。

環境効果の計測方法

公表は控えさせていただきます。

その他特徴的な取り組み内容

技術進歩が著しい分野においては、積極的な情報収集を行い、技術的な理解を高めるような努力を行っております。

質問 2-2．環境事業への融資実績および目標について

貴行の、環境事業への融資実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境事業への融資	融資全体に対する割合
2008 年度末の融資残高	公表は控えさせていただきます。	公表は控えさせていただきます。
2008 年度での新規・追加融資額	公表は控えさせていただきます。	公表は控えさせていただきます。

1：2008 年度の融資残高における環境事業への融資残高の割合（環境事業の融資残高 / 全融資残高）

2：2008 年度における新規・追加融資額全体に対する環境事業への融資額の割合（環境事業の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体）

貴行の、環境事業への融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

風力発電事業融資をはじめ、環境事業案件につき積極的な取り組みを行っておりますが、現時点ではプロジェクトファイナンスにおける目標融資額はございません。

質問3：地球温暖化防止の取り組みについて

地球温暖化問題への懸念が世界的に高まる中で、金融機関においても地球温暖化防止の取り組みが重要となってきています。金融機関は、自社内で温室効果ガスを削減するための取り組みを実施するだけでなく、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量を計測・公表し、温室効果ガスを削減するように努めるべきと考えられます。このような考えから、貴行の融資活動を通じた地球温暖化防止の取り組みについてお伺いします。また投資活動において判断材料となる情報提供を要求するカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについて、貴行での取り組みをお伺いします。

質問3-1．融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表について

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、その一部でも計測・公表していますか？

- A．計測結果を公表している。
- B．計測しているが公表していない。
- C．計測はしていないが、今後計測することを検討している。
- D．計測していない。

(質問3-1にて、A・B・Cと回答した方に伺います。)

質問3-2．温室効果ガスの計測対象範囲について

融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表範囲として、どの範囲までを対象としていますか？(複数回答可)

- A．融資した企業全体
- B．環境・社会配慮型融資制度の対象となる企業
- C．環境事業として融資した事業
- D．再生可能エネルギー*発電関連事業
*風力、太陽光、バイオマス、小水力、波力、潮力、地熱など、自然由来で環境負荷が小さく枯渇することのない再生可能なエネルギー
- E．原子力発電関連事業
- F．石炭火力発電関連事業
- G．石油火力発電関連事業
- H．LNG・その他ガス火力発電関連事業
- I．水力発電関連事業
- J．エネルギー関連事業
- K．温室効果ガスの排出量が多い事業
- L．その他()

対象範囲を で回答した範囲としている理由をご記入ください。

環境融資専門セクションでの審査文書の中から環境への負荷を計測し開示しています。今後知見の収集を通して更なる計測範囲の拡充を検討しています。

質問 3-3 . 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の削減目標設定について

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、一部でも計測・公表している場合、その排出量に対して、何らかの削減目標を設定されていますか？

- A . 設定している。
- B . 設定していない。

(質問 3-3 にて、A と回答した方に伺います。)

削減目標の具体的な内容についてご記入ください。

質問 3-4 . 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表に関する課題

温室効果ガスの排出量の計測・公表を今後実施していくにあたり、課題と考えられることをご記入ください。

方法論がなお未確定で一般的に定まった方法が無いこと。
また C D M の追加性の議論にもあるように、融資対象の地域毎の環境負荷をどう考えるかという問題もあります。

質問 3-5 . 発電事業への融資実績について

貴行のプロジェクト・ファイナンスにおける発電事業への融資実績として、2008 年度末時点の融資残高および 2008 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。

回答は差し控えさせていただきます。

	2008 年度での新規・追加融資額	2008 年度末の融資残高
再生可能エネルギー発電関連事業	円	円
原子力発電関連事業	円	円
石炭火力発電関連事業	円	円
石油火力発電関連事業	円	円
LNG・その他ガス火力発電関連事業	円	円
水力発電関連事業	円	円

質問 3-6 . カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトについての取り組みについて

貴行はカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) に署名していらっしゃいますが、CDP の質問票に対する回答結果や評価レポートの内容を、その後の投融資活動においてどのように考慮・反映をしていますか？ (複数回答可)

- A . 未回答の企業への投融資の停止
- B . 未回答の企業への新規・追加の投融資の抑制
- C . 排出量が相対的に多い企業への投融資の停止
- D . 排出量が相対的に多い企業への新規・追加の投融資の抑制
- E . 排出量の削減が進んでいない企業への投融資の停止
- F . 排出量の削減が進んでいない企業への新規・追加の投融資の抑制

- G. 排出量が相対的に少ない企業への積極的な投融資
- H. 排出量が削減が進んでいる企業への増資
- I. その他（現在は主に、中長期的な経営基盤のリスク度合いを測る尺度としての活用を検討）

質問4：社会的事業への取組みについての質問

現在、わが国においても、地域間の格差や社会的排除が課題となりつつあります。こうした問題を解消すべく、金融機関は今後、NPO 等が実施する社会的事業（コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとも呼ばれる事業）に積極的に融資していくべきと考えられます。このような考えから、貴行の国内における社会的事業への融資、あるいは社会的事業に対する支援（資金のおよび非資金的なもの含む）等に関する取組みについてお伺いします。

質問4-1. 社会的事業への融資について

貴行の、社会的事業への融資に関する取組み状況についてご回答ください。

- A. 社会的事業への融資を実施している。
- B. 社会的事業への融資は実施していないが、検討している。
あるいは、今後、検討する必要があると考えている。
- C. 社会的事業への融資は実施しておらず、今後検討する必要もないと考えている。
- D. その他()

(質問4-1にて、A・Bと回答した方に伺います。)

質問4-2. 社会的事業への融資、あるいはその検討の具体的内容について

社会的事業への融資、あるいはそれに関する検討内容について、ご記入ください。

TKC グループの信用保証会社である TKC 金融保証株式会社 (TKK) との提携により、2009 年 6 月から社会福祉法人を対象とする融資保証制度を拡充しました。
老人福祉施設や保育所が不足するなど、福祉に対する社会的な要請が高まっていることに対応した取組みです。

質問4-3. 社会的事業に対する融資以外の支援について

社会的事業に対する、融資以外の支援（社会的事業者に対する経営支援や関連する情報発信等）について取り組まれていることがあればご記入ください。

2007 年 5 月、ソーシャル&エコ・ビジネス総合情報サイト「Social Ecoo」を立ち上げました。
このサイトは、環境問題、少子高齢化、途上国支援などの社会的課題の解決に取り組む社会的企業やソーシャル・アントレプレナーの皆さまのネットワークづくりや事業推進に役立てていただくことを目的としています。当行はスポンサーとして参加し、サイトを運営する NPO 法人「ソーシャル・イノベーション・ジャパン」を応援しています。
また、従業員が給与の一部を毎月積み立て、社会的課題に取り組む団体に寄付する社会貢献基金「Club for You」を 2007 年 8 月に立ち上げ、基金に集まった金額と同額のマッチング寄付を銀行が行っています。

質問5：赤道原則の遵守に関する質問

貴行の赤道原則（エクエーター原則）の遵守に関することについてお伺いします。

質問5-1．赤道原則の環境スクリーニング実施状況の現状について

エクエーター原則実施マニュアルに基づく環境スクリーニングの年度毎の実施件数を下記の表にご記入ください。（昨年2006年度までの実施状況を伺いましたので、今回は2007年度、2008年度の実施状況を伺います）

カテゴリー	解説	カテゴリー別小計	
		2008年度	2007年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。	4	2
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	38	27
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。	7	3
合計		49	32

赤道原則への署名以降、カテゴリーAに分類されたプロジェクトについて、融資を実施しましたか。また実施した場合、プロジェクトに対して改善を促した点はどのようなものかご回答下さい。

融資を実施する場合は赤道原則に沿った対応を促しています。

質問 6：ネガティブな企業・事業への融資制限制度について

海外において、CSR に先進的な取り組みを実施している金融機関では、環境・社会に悪影響を及ぼす事業を行っている企業を、融資対象から除外する取り組みも実施しています。ここでは、こうしたネガティブな企業・事業への融資についての貴行の考えをお伺いします。

質問 6-1．クラスター爆弾製造関連企業への融資について

2007 年 2 月に、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンが、日本を含む世界の金融機関が人権的に問題のあるクラスター爆弾製造関連企業へ多額の融資を行っているとは指摘し、国内でも毎日新聞において報道されました。2008 年 12 月 3 日にオスロで開催されたクラスター爆弾禁止条約の署名式において、日本政府も禁止条約に署名し、2009 年 7 月 14 日には条約への批准手続きを完了しました。したがって、わが国においても、クラスター爆弾が非人道的であり、廃絶すべき兵器であることについて、社会的なコンセンサスが形成されつつあると考えられます。海外ではこうした動きを受けて、世界最大級の保険・金融会社アクサ（フランス）等がクラスター爆弾製造関連企業への投融資を止めることを決断したと報道されています。

現時点における、以下のクラスター爆弾製造関連企業に対する貴行の融資状況を以下にご記入ください。

企業名	融資しているか否か		融資している場合の融資額 (単位：億円)
Lockheed Martin	融資している	融資していない	億円
Raytheon	融資している	融資していない	億円
Textron	融資している	融資していない	億円
Thales	融資している	融資していない	億円
EADS	融資している	融資していない	億円

なお、個別企業への融資状況は公開できないという場合は、上記 5 社のいずれかに融資をしているか否かのみご回答ください。

- A. 上記 5 社のいずれかに融資をしている。 その場合の融資額合計 (億円)
- B. 上記 5 社のいずれにも融資していない。

(回答は差し控えさせていただきます)

A SEED JAPAN では 2008 年 12 月に、貴行を含む日本のメガバンク 3 行に対し、「禁止条約署名国の主要銀行として、またグローバルな課題に対応できる金融機関として、人権・平和問題への貢献という観点から、これらのクラスター爆弾製造企業への投融資に関する方針を開示すること」を提言しています。この提言を受けて、貴行ではその後、この問題に関する検討を実施されていますか？

- A. 検討している。
- B. 検討していない。

(質問 6-1 にて、A と回答した方に伺います。)

検討の結果、どのように取り組みをされていますか？

投融資方針の開示ではなく、内部における個別融資案件の資金使途チェックの 1 項目として検討し、一部で実施をしております。

(質問 6-1 にて、B と回答した方に伺います。)

検討していない理由についてご記入ください。

質問 6-2 . ネガティブな事業への融資制限制度の導入について

貴行は、法令順守の融資審査 / 赤道原則遵守以外に、上記のクラスター爆弾製造業のような環境・社会に悪影響を及ぼす事業や、それを実施している企業に融資を行わないための融資制限制度を導入していますか？

- A . 導入している。
- B . 導入を検討している。(導入予定 : 年度)
- C . 導入していない。

(質問 6-2 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 6-3 . ネガティブな事業への融資制限制度の基準と措置について

融資制限制度の対象をご記入ください。

詳細は差し控えさせていただきます。

融資制限制度の具体的な内容をご記入ください。

詳細は差し控えさせていただきます。

質問7：「環境預金商品」の導入について

ヨーロッパで発展しつつあるソーシャル・バンク（オランダのトリオドス銀行、ドイツのGLS銀行など）では、預けたお金が環境・社会等に配慮した事業に限定して投融資される預金商品を提供しています（この公開質問状ではこうした預金商品のことを「環境預金商品」と呼びます。なお、定期預金の利子の一部がNPOなどに寄付されるような商品が「エコ定期」などと呼ばれる場合がありますが、こうした商品は「環境預金」には含まれません）。わが国でも、この「環境預金商品」に類する取り組みとして滋賀銀行の「未来の種」「未来の芽」といった預金商品/融資商品があります。

質問7-1。「環境預金商品」の導入の検討について

貴行において、こうした「環境預金商品」の導入を検討していますか？

- A. 検討している。
- B. 検討していない。

(質問7-1にて、Aと回答した方に伺います。)

質問7-2。「環境預金商品」の検討状況について具体的にご記入ください。

(質問7-1にて、Bと回答した方に伺います。)

質問7-3。「環境預金商品」について検討していない理由について

検討していない主な理由として、よく当てはまるものをご回答ください。(複数回答、最大3つまで)

- A. 「環境預金」という形で融資先を限定した預金商品を、普通の預金とは別につくることが金融監督行政上、許されないと考えられるから。
- B. 融資先を限定した上で、元本保証することが難しいから。
- C. 「環境預金商品」を取り扱う事務コストがかかるから。
- D. 環境・社会配慮型の事業に対する審査能力がないから。
- E. 資金ニーズがないから。
- F. 預金者（一般市民）がそうした金融商品を求めてないから。
- G. その他（ボランティア普通預金という商品を今現在の受け皿と考えています。）

質問 8：その他の取り組みについて

これまでお答えいただいた取り組み以外で、特にアピールしたい貴行の環境・社会配慮の取り組みを自由にご記入ください。

MUFG グループは、地球環境問題への危機意識を共有し、環境への取り組みを具体的に進めるために、昨年 6 月に行動の指針として「MUFG 環境に関する行動方針」を制定しました。この行動方針に従って、従業員一人ひとりが総合金融グループとしての果たすべき役割を自覚し、環境配慮につながる商品やサービスのご提供など環境への取り組みを一層向上させることを目指しています。本行動方針に基づく活動を実践していくため、グループ横断の 8 つの「環境 PT」を組成して、精力的に取り組みを推進しています。また、各 PT の進捗をフォローするため、各社の担当役員が出席する「MUFG 環境に関する行動方針」推進会議を四半期毎に実施しています。

(8 つの PT ならびに進捗状況に関しては、近く発刊します MUFG CSR レポート 2009 もご参照下さい)

また最近の活動を一つご紹介します。

株式会社三菱東京 UFJ 銀行は、持続可能な低炭素社会の実現をビジネスの視点から目指す日本初の企業ネットワーク「日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP)」の設立にあたり、メンバー企業として参加することを決定しました。Japan-CLP は持続可能な低炭素社会への移行に先陣を切ることを自社にとってのビジネスチャンス・次なる発展の機会と捉える企業ネットワークです。